

令和3年6月14日

官民協働海外留学支援制度ご担当者様

トビタテ！留学 JAPAN 事務局

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～

【大学生等コース】第12期派遣留学生に係る留学開始期限の延長について

標題の件、令和2年7月31日に公表した「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！～派遣留学生に対する今後の支援等について」において、既に採択されている派遣留学生の留学開始期限を令和4年3月末まで延長しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長引いていることに伴い、第12期派遣留学に係る留学開始期限を令和5年2月28日まで延長することとします。当該措置に伴う各種手続き等については、下記のとおりとします。

なお、第11期派遣留学生のうち、まだ留学を開始できていない学生についても、同様の取扱いとします。

記

1. 留学開始期限の延長

上記のとおり、既に採択されている派遣留学生の留学開始期限を、令和5年2月28日まで延長します。ただし、各派遣留学生の留学期間に関わらず、全ての留学計画を令和5年3月31日までに終了することとします。現在、選考中の第14期の採択者についても、同様の取扱いを予定しておりますが、詳細については、採否結果の通知後にお知らせします。

【留意事項】

- ※ 本件による「派遣計画の要件」（募集要項「5（2）」）及び「派遣留学生の要件」（募集要項「9」）の変更はありません。
- ※ 令和5年4月以降の奨学金等の支給はありません。
- ※ 留学期間を変更した場合でも、当初の支給金額から増額はできません。変更申請（特に留学期間を変更する場合）を行う際には、支給月数に十分ご注意ください。
- ※ 本取扱いを踏まえ、日本におけるオンライン環境下での学修を開始する場合の各種手続きについては、令和2年3月31日（「一時帰国中のオンライン環境下での活動に伴う奨学金の取扱について」）及び令和2年8月19日（「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～大学生等コース（第12期）派遣留学生のオンライン留学開始手続きについて」）の事務連絡をご確認ください。

2. 既に辞退を申し出た派遣留学生の取扱いについて

上記の取扱いを踏まえ、留学再開を再度検討したい場合、既に提出済の「辞退届」の取り下げを認めます（既に承認されたものも含まれます）。希望される方は、以下の要領にてお手続きください。

(1) 手続き方法

該当する学生について、期限内に以下の宛先にメールにてご連絡ください。メールでのご連絡の後、新たな留学計画が確定しましたら、「変更申請」の手続きを行ってください。

<宛先> tobitate-scholarship@mext.go.jp

kanminryugaku@mext.go.jp

※ 必ず上記2つのメールアドレスに送ってください。

<件名> 【学校コード_大学名】 特例措置による派遣留学生の「辞退届」の取り下げについて

<本文> 第●期・コース・学生氏名・個人番号

※ 期限後のご連絡には対応いたしかねますので、あらかじめご承知おきください。

(2) 提出期限

メール連絡期限：令和3年8月31日（火）

以上

<本件に関するお問い合わせ>

トビタテ！留学 JAPAN 事務局

【メール】 kanminryugaku@mext.go.jp （申請内容・手続きについて）

tobitate-scholarship@mext.go.jp （奨学金等の支給について）

※ メールの返信には数日を要することがあります。あらかじめご了承ください。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当事務局においても引き続き在宅勤務等による勤務を実施しております。つきまして、事務局へお問い合わせは、原則、メールにてお願いいたします。何卒、ご理解、ご協力の程、お願い申し上げます。